

令和2年2月4日
青森県TPP協定等対策本部

TPP等への対応方針（案）

平成30年12月30日に環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP」という。）が、平成31年2月1日に日EU経済連携協定（以下「日EU・EPA」という。）が発効した。さらには、令和2年1月1日に日米貿易協定が発効し、国では、令和元年12月5日に「総合的なTPP等関連政策大綱」を改訂し、令和元年度補正予算案及び令和2年度当初予算案を編成した。さらに「農林水産物の生産額への影響について（日米貿易協定及びTPP11）」を令和元年12月23日に公表した。

しかし、県内の農林漁業者や関連産業に携わる関係者からは、依然として不安や懸念の声が上がっている。また、TPP、日EU・EPA及び日米貿易協定（以下「TPP等」という。）により、産業間の労働力の移動が生じ、地方の人口減少の進行を加速させる可能性があり、本県においても担い手や労働力の確保に支障を及ぼすことが懸念される。

このため、県としても、関係者の不安や懸念を解消し、関係者が将来にわたって意欲と希望をもって経営に取り組むことができ、本県農山漁村集落が守られるよう、「「攻めの農林水産業」推進基本方針」や「青森県輸出・海外ビジネス戦略」等に基づくこれまでの取組を更に加速させ、「県全体の成長」につなげることを目的に、TPP等への対応方針を定める。

1 農林水産分野

（1）基本的な考え方

- ・ 本県農林水産業・農山漁村が、人口減少に伴う担い手や労働力不足、国内消費の減少といった国内の諸課題に直面している中で、TPP等の発効により、本県においても、豚肉や牛肉、りんごを中心とした農林水産物への影響が懸念される。
- ・ また、アジア諸国を中心とする新興国が著しい経済成長を続けている中、社会、経済、文化など幅広い分野でのグローバル化が進展しており、今後、加速していくものと考えられる。
- ・ こうした新たな国際環境の下において、国境を越えた産地間競争に打ち勝つためには、本県の農林水産業をこれまで以上に競争力のある産業へと成長させていく必要がある。
- ・ このため、TPP等による本県農林水産業への影響を最小限に止め、県産農林水産品の輸出を拡大するため、県独自の施策の充実強化を図るとともに、国の「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策の十分な活用を図る。

(2) 取組の方向

① 信頼・人のつながりを生かした一層の販路拡大

ア 差別化による国内シェアの維持・拡大

マーケットを見据えた売れるものを作ることを基本に、戦略的な販売、地理的表示制度の活用などによるブランド化・差別化を図るとともに、食品加工など多様な分野との連携・協働により地域資源を高度に利用する地域の6次産業化を推進することで、新たな付加価値を生み出し、国内における青森県産品のシェアを維持・拡大する。

イ 更なる情報発信・販路開拓の強化

本県がこれまで築いてきた販売店との信頼関係や人脈などを基礎として販路を拡大していくとともに、県産農林水産物の優位性、安全・安心について様々な手法で情報発信して認知度向上を図り、新たな販路の開拓に取り組んでいく。

ウ 輸出の拡大

「青森県輸出・海外ビジネス戦略」に基づき、TPP等を契機として、新たな輸出や輸出拡大が見込まれる農林水産品について、品目ごとに輸出対象国の市場の実情に応じた販路開拓・拡大策を講じるとともに、本県農林水産品の強みである安全・安心、高品質、良食味生産に基づいた良品厳選出荷など、輸出先との信頼関係を構築すること等により、農林水産品の輸出拡大を図る。

② 高品質、安全・安心の磨き上げと将来を見据えた産地形成及び生産基盤の強化

ア 高品質、安全・安心に向けた生産体制の強化

TPP等による輸入量の増大や価格低下に対応した生産システムの効率化、省力・低コスト化の徹底やAI・IOT等を活用した先端技術の導入による生産性向上、国内マーケットでの競争に打ち勝つ差別化や高付加価値化などの推進により、産地の体质強化を図り競争力を高めていく。

(ア) 水田農業（米・畑作物）

県産米をけん引する「青天の霹靂」のブランド力をさらに強化していくとともに、業務用米の需要の高まりなどの市場ニーズに対応した米づくりを推進していく。

また、主食用米はもとより、飼料用米や大豆等の省力・低コスト化に向けた先端省力化技術の導入や農地の利用集積、機械の効率的な利用促進により、水田農業の体质強化を図る。

(イ) 野菜・花き

水稻から野菜等への転換による産地の拡大を進めるとともに、労働力不足に対応した機械化やICTなど革新的技術の導入による省力・低コスト化、特色ある栽培方法や品種の導入による差別化を推進し、産地力の強化を図る。

(ウ) りんご・特産果樹

「青森県果樹農業振興計画」に基づき、りんごをはじめとする本県果樹産地を支える生産基盤を維持しながら、更なる省力・低コスト化の推進や、担い手や補助労働力の育成・確保、共同防除組織の広域化を推進する。

また、ぶどう「シャインマスカット」、とうとう「ジュノハート」など新たな産地形成に向け普及拡大を図る。

(エ) 畜産

「青森県酪農・肉用牛生産近代化計画」に基づき、新規就農者の確保など担い手の育成や生乳生産量の維持、肉用牛の飼養規模拡大、自給飼料の生産・利用の拡大を図るための草地造成や畜舎整備、省力化機械の導入や規模拡大による生産コストの削減など、畜産の生産基盤の強化を図るとともに、消費者ニーズ等を踏まえた生産・供給を推進する。

(オ) 林業

「青森県森林・林業基本方針」に基づき、将来にわたる森林資源の循環利用を図るため、再造林を着実に実施するとともに、路網整備や高性能林業機械の導入、原木の安定供給に向けた搬出間伐に対する支援により、林業・木材産業の生産性向上を図る。

また、木材加工施設の効率化を促進するとともに、県産材の利用拡大を推進する。

(カ) 水産業

「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再生広域プラン」に基づく地域の実情に即したそれぞれの取組や複数の漁村地域が広域的に取り組む浜の機能再編、安定した漁業経営に向けた漁港漁場整備により、水産業の持続的な発展と活力ある漁村づくりを推進する。

イ 輸出拡大に向けた生産体制の強化

世界トップレベルの品質を確保する生産体制の強化やGAP等の認証取得などによるグローバル産地づくりの強化、HACCPに対応した集出荷施設等の整備により、輸出拡大に向けた産地体制の強化を図る。

ウ 省力・低コスト化に向けた基盤づくり

競争力ある農業の実現に向け、低コスト化や需要に応じた作物への転換を可能とする農地の大区画化や排水改良を進めるとともに、老朽化した農業水利施設を計画的に更新整備する。

③ 本県農林水産業を支える担い手の育成

ア 充実した経営安定対策確立に向けた国への働きかけ

国がTPP等の発効に合わせて実施する経営安定対策や収入保険制度について、将来にわたって安定的な制度となるよう国へ働きかける。

イ　国の制度活用に向けた体制整備

本県の多くの農林漁業者が、国が行う経営安定対策の対象者となり、円滑に移行できるよう、認定農業者や認定新規就農者の育成、法人化、青色申告を推進する。

ウ　高い経営力を持った人財の育成と支援

T P P等の影響に打ち勝ち、本県農林水産業の次世代を担う経営感覚に優れた人財を育成するとともに、担い手への農地の集積・集約化、経営改善への支援等を強化する。

2 商工・観光分野

(1) 基本的な考え方

- ・ 「青森県輸出・海外ビジネス戦略」に基づく県内企業による加工食品・工業製品等の輸出について、T P P等の効果により、関税の撤廃・削減のみならず、投資・サービス等も含めた市場アクセスに係る諸条件の改善、通関手続の迅速化等、企業が海外展開するための環境整備が進むと期待されることから、県内企業の海外展開を積極的に推進し、T P P等のメリットを最大限に活用していく。
- ・ 国内外における県内企業の競争力強化に向けて、国や支援機関等と連携しながら各企業の状況に応じたきめ細かな支援を行うことなどにより、地域に経済効果を生み出す。
- ・ 交流人口拡大による外貨獲得の強化に向けて、北海道新幹線開業や海外からの観光需要の拡大などの環境変化に的確に対応し、訪日外国人観光客の本県への誘致により、農林水産物を含めた県産品の消費拡大を促進していく。

(2) 取組の方向

① 海外展開の支援

県内企業の海外展開を推進するため、国や支援機関等と連携し、貿易関連情報の提供や販路開拓支援など、海外展開へ向けた企業の取組段階に応じた支援を行う。

② 地域の「稼ぐ力」の強化

製品開発や経営基盤の強化といった新たな取組を行う県内企業を積極的に支援するなど、地域の「稼ぐ力」を強化する。

③ 国際観光の推進による県産品の消費拡大

本県ならではの気候風土に根ざした歴史や食文化、祭りなど、それぞれの地域が持つ資源やブランド力を組み合わせ、外国人観光客の嗜好やニーズに合わせた観光コンテンツを積極的に情報発信し、海外からの誘客を推進することにより、県産品の消費拡大につなげる。

3 食品衛生分野

(1) 基本的な考え方

- ・ 食品の輸出促進のため、食品関連事業者に対して、食品衛生の国際的な標準となりつつあるHACCP導入を支援していく。
- ・ 県内に流通する食品の検査体制を強化し、ポストハーベストなど残留農薬等による健康被害や消費者の不安を払拭する。

(2) 取組の方向

① HACCP導入支援

食品関係事業者へのHACCP導入を支援することにより、食品の輸出機能の強化及び流通食品の安全確保対策を推進し、消費者の食に関する信頼確保を図る。

② ポストハーベストなど残留農薬等の対策

県内に流通する食品について、ポストハーベストなど残留農薬等に対する食品衛生法に基づく検査を徹底し、安全性の確保を図る。

4 国への要請

農林漁業者や関連産業に携わる県民は、依然としてTPP等に対し不安、懸念を抱いている。また、県内企業の多くは、TPP等の影響を計りかねている。

このため、先に記載するもののほか、引き続き、国に対して次の事項を要請していく。

- ・ TPP等の合意内容や影響・効果についての具体的かつ丁寧な説明。
- ・ 農林水産業が、食料の供給はもとより、国土の保全などの重要な役割を担っていることについての国民的な理解の醸成。
- ・ 人口減少など国内の環境変化も踏まえた対策、その他の更なる対策の検討・実施。